

第7 粉末消火設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「粉末消火設備設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 容器置場

第5 不活性ガス消火設備 2 を準用すること。

この場合、「不活性ガス（消火剤名）消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

2 音響警報装置

第5 不活性ガス消火設備 3 を準用すること。

この場合、「不活性ガス（消火剤名）消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

3 起動装置

第5 不活性ガス消火設備 4 を準用すること。

この場合、「不活性ガス（消火剤名）消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

4 保安措置

第5 不活性ガス消火設備 5 を準用すること。

この場合、「ガス消火剤」を「粉末消火剤」に、「不活性ガス（消火剤名）消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

5 防護区画

第5 不活性ガス消火設備 6 を準用すること。

6 移動式

第5 不活性ガス消火設備 8 を準用するほか、開放式の機械式駐車場に移動式粉末消火設備を設置する場合は次によること。

(1) 全ての段を有効に消火できるように、有効幅員0.6m以上の消火用足場を設け、当該消火用足場に移動式粉末消火設備を設けること。

(2) (1)に定める消火用足場に至るはしごは次のとおり設置すること。

ア 消火足場の両端にそれぞれ設置すること。ただし、移動式粉末消火設備を当該はしご直近（当該はしごを登った後、車両駐車部分の前を通らず到達できる位置）に設置する場合にはこの限りでない。

イ 地上5段以上の消火足場に至るはしごについては、当該はしごを使用する際の落下を防止するための措置を講じること。

(3) (2)の消火用足場に至るはしごまでの地上通路の有効幅員は0.6m以上確保すること。

7 特例基準

特定防火対象物の厨房部分に令第12条に定めるスプリンクラー設備を設置した場合は、令第13条に定める粉末消火設備を設置しないことができる。